

公益社団法人佐賀県食品衛生協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人佐賀県食品衛生協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

2 この法人は、佐賀県の佐賀中部・鳥栖・唐津・伊万里・杵藤保健福祉事務所の管轄区域ごとに従たる事務所（支部）を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県民の食の安全を確保するため、飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止し、食品の質の向上を図り、食品営業関係者及び消費者に広く食品衛生思想の普及啓発を行ない、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生思想の普及啓発に関する事業
- (2) 食品営業施設の自主管理及び改善指導に関する事業
- (3) 食品衛生責任者の養成及び教育研修に関する事業
- (4) 食品衛生に関する表彰事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、佐賀県において行う。

第3章 公告の方法

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第4章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 佐賀県内に食品関係営業施設を有する個人又は団体であって、この法人の目的に賛同して入会したものの
- (2) 賛助会員 前号以外の者で、この法人の目的に賛同する個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験のある者で、総会において推薦されたもの

(社員の資格の取得及び喪失)

第7条 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員は、概ね正会員100人の中から1人の割合を持って選出された者とする。

- 2 社員を選出するため、正会員による社員選挙を行う。社員選挙を行うために必要な社員選出規程及び細則は理事会において定める。
- 3 社員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の社員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の社員選挙において、正会員は他の正会員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、社員を選出することはできない。
- 5 社員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、社員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。
- 6 前項ただし書の場合において、当該社員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しない。
- 7 任期の満了前に退任した社員の補欠として選出された社員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 社員の解任については、第26条の規定を準用する。
- 9 社員が正会員たる資格を喪失したときは、社員たる資格も同時に喪失する。

（正会員の権利）

第8条 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、一般法人法第250条第3項、一般法人法第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員の資格の取得）

第9条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより支部長へ入会申込みをしなければならない。

（経費の負担）

第10条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（会員資格の喪失）

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも

も退会することができる。

2 前項の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は当該会員が所属する団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(余剰金の分配)

第13条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第5章 総会

(種類)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 総会をもって、一般法人法上の社員総会とし、定時総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。

(構成及び議決権の数)

第15条 総会は、正会員の中から選任された全ての社員を持って構成する。

- 2 社員は、総会において各1個の議決権を有する。
- 3 前項の議決権は、一般法人法第38条の規定に基づく理事会の決議により、書面又は電磁的方法により行使することができる。
- 4 第2項の議決権は、一般法人法第50条の規定により、代理人によって行使することができる。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議をする。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 事業報告書及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 定時総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2 総社員の10分の1以上の社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第21条 総会の決議は、一般法人法第49条第2項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第21条の2 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、第19条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面をもって作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行なった者がこれに署名若しくは記名押印をしなければならない。

第6章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上40名以内
- (2) 監事 3名(内1人は外部有識者とする。)

2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事、7人以内を常務理事とする。

3 会長をもって一般法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、一般法人法上の業務執行理事とする。

4 会長は、業務執行理事の内から各支部長を選定する。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体の理事（公益法人を除く。）又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員等の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。

5 理事及び監事は、辞任又は任期満了により退任したことにより、第23条に規定する定数を欠くこととなるときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、社員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、本協会の用務により会議等に参加した場合は、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に基づいて報酬を支給することができる。

2 常勤役員については、総会の決議によって定める支給の基準に従って、報酬を支給することができる。

3 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、総会の決議を経て定める。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第28条 この法人は、理事会の決議によって、役員的一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問、相談役及び参与)

第29条 この法人に、任意の機関として、顧問、相談役及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において選任し、その任期は、会長の任期の満了する時までとする。

3 顧問及び相談役は、会長又は理事会の諮問に応え、意見を述べることができる。

4 参与は、この法人の会務に参与する。

5 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。なお、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事で組織する。

(権限)

第31条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第28条の規定に基づく役員等の責任の免除

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は欠け

たときは出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第35条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって作成し、出席した会長及び監事がこれに署名若しくは記名押印をしなければならない。

第8章 専門部会等

(部会等)

第38条 この法人は、この法人の目的を達成するために必要がある場合は、任意の機関として、専門の部会、委員会又は常務理事会を置くことができる。

2 前項の部会、委員会又は常務理事会の設置及び運営に関する規定は、理事会が定める。

第9章 会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達並びに設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、会長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書等については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(財産の維持管理、処分及び運用)

第43条 第4条第1項に規定する公益目的事業を行うために不可欠な財産(基本財産その他法令上の区分による財産)及びその他の財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規定によるものとする。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において、社員の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。

2 前項の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第45条 この法人は、総会において、社員の3分の2以上の多数による決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、総会において、社員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第49条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それを準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員等名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 社員名簿
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書
- (7) 総会及び理事会の議事録
- (8) 貸借対照表
- (9) 損益計算書
- (10) 財産目録
- (11) 事業報告
- (12) 附属明細書
- (13) 監査報告書・会計監査報告書
- (14) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (15) 役員等に対する報酬等の支給基準
- (16) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を経て定める情報公開規制によるものとする。

12章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 公益社団法人の設立登記時の会長（代表理事）、副会長（業務執行理事）、専務理事（業務執行理事）及び常務理事（業務執行理事）は、次のとおりとする。

会長 北島恭一
副会長 瀧本龍也

〃 藤崎 臨
専務理事 黒岩洋一
常務理事 深川正寛
〃 古川次則
〃 末津敏明
〃 古川宗夫
〃 宮島清一

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の定めにかかわらず、解散の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

変更後の定款は、平成 27 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成 29 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

変更後の定款は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。